

早川吉尚\*=宮澤愛子\*\*=小川和茂\*\*\*=塙入隆史\*\*\*\*

## 41 スポーツ仲裁

2003年4月より、ついに我国においても、「日本スポーツ仲裁機構」なるスポーツ紛争の解決を専門とするADR機関が発足し、この6月から申立ての受付も開始された。スポーツ仲裁については、既に、本誌45巻4号50頁(1998)の本欄で紹介しているように、オリンピックを始めとする国際的な紛争を中心にしてCourt of Arbitration for Sport (CAS)なる世界的なADR機関が存在している。しかし、かかる機関の下では、例えば、オリンピック代表選手の選考を巡り千葉すず選手が日本水連を相手方として申し立てたケースがそうであったように、日本人同士が日本を審問場所として争う場合であっても、仲裁地はスイスのローザンヌとみなされ、また、(仲裁人が外国人であることが多いため)使用言語も英語にする必要があるため、国内競技会に関する紛争解決等に利用することは事実上困難であった。したがって、同機構の設立は、国内競技会のレベルにおいてもスポーツ界の透明性を高めるものとして、極めて喜ばしいものといえよう。

もっとも、同機構が設立に際してCASを大いに参考としたことは確かであり、同機構を理解するためには、CASの仕組みや仲裁規則についてあらためて分析を加えることは有用であろう。これに関し、例えば、Raber, "Dispute Resolution in Olympic

\* はやかわ よしひさ  
立教大学法学部助教授  
\*\* みやざわ あいこ  
立正大学非常勤講師  
\*\*\* おがわ かずしげ  
立教大学大学院博士課程  
\*\*\*\* しおいり たかし  
立教大学法学部学生

*Sport: The Court of Arbitration For Sport", 8 Seton Hall J. Sports L. 75 (1998)* は、以下のようにCASの特徴を纏めた上で、その抱える問題についても指摘している。

まず、ADR機関としての独立性という観点からは、発足当初は国際オリンピック委員会(IOC)の下部組織のような位置付けであり、IOCを相手方とする紛争が多数存在する以上、そのような組織体制には問題があった。もっとも、現在においては、機関の運営や仲裁人候補者の選定といった様々な局面でIOCの影響力が極力排除されるような仕組みが作られているし、実際にIOCを相手方とした紛争に対する近年の判断例を分析してみると、選手に有利な判断がかなり下されており、その事実は同機関の公正さを証するものになっているといえよう。

次に、効率性という観点からは、現在の仲裁規則に時間制限に関して曖昧な規定しか存在しないことや、手続遅延に関する制裁が存在しないことに問題があるといえる。現実には、ほとんどの事案は迅速に解決されてはいるが、しかし、一年以上争われた事件も確かに存在しているのであり、この点は是正の必要があろう。第三に、正確性という観点からは、仲裁人候補者を高度に法的な訓練がなされた法律家に限定し、それ以外の者が仲裁となる可能性を閉ざしているため、争いのポイントが法的なものではないような紛争において、そのような紛争に適した仲裁人を選定することが困難であるという問題がある。

このように問題点を指摘した上で、同論文は、CASへの信頼性を高めるための幾つかの提言を行っているが、ただ、少なくとも上記のような問題については、日本スポーツ仲裁機構には当てはまらないようと思われる。すなわち、まず独立性については、資金面でこそ日本オリンピック委員会・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会の三者から協力を受けてはいるものの、上記三団体からは独立した機関とし

て、役員の選任や機構長の選任の手続に工夫が凝らされている。また、効率性については、仲裁人選定期間が仲裁申立受理通知後3週間以内に制限され、仲裁判断も審問終結後3週間以内に下されなければならぬとされているように、迅速な審理に重きを置いた規定となっている。第三に、正確性という観点からは、仲裁人候補者リストに掲載されていない者も仲裁人として選任することが可能とされているため、例えば、ドーピング等の高度に専門的な判断が要求される事案において柔軟な対応を取ることができるのである。

他方、今後、申し立てられる可能性がある紛争の形態をあらかじめ想定しておくという観点からも、CASの紛争事例を分析する必要性は高いといえよう。これに関しては、例えば近時、**McLaren**, “Introducing the Court of Arbitration for Sport: The AD HOC Division at the Olympic Games”, 12 Marq. Sports L. Rev. 515 (2001 Fall) が、オリンピック開催時にCASの中に設立されるアドホック仲裁部により下された仲裁判断につき、七つの類型に整理した上で、以下のように分析を加えている。

一連の紛争類型の中で注目すべきは、CASと他のスポーツ仲裁機関との管轄の競合の問題である。例えば、国際アマチュア競技者連盟については、その内部において独自の仲裁手続を有しており、これまでにもかかる手続において紛争解決を行ってきた。そして、シドニー・オリンピックでも、競技前のドーピング検査が陽性であった試合待機中の選手に出場停止を命令する、自国でのドーピング容疑をクリアした選手に「黒」判定を下して選手資格剥奪を申し入れる、自國大統領の祝福を受けている選手をルール違反を理由に失格とするなど、かかる手続に従って注目すべき判断が下された。これに対し、こうした選手側が国際アマチュア競技者連盟の仲裁手続の管轄を争ってCASに申し立てるといった事案が続出したのであり、CASにおいては、最終的な結論において判断内容を覆すものはなかったものの、管轄の点については、オリンピック憲章に照らして、CASの管轄を認める判断が下されている。

他方、紛争の数という点では、ドーピングに関する紛争類型が注目される。しかし、この種の紛争に関しては、禁止リスト掲載の薬物が検出された限り、

たとえそれが風邪薬に入っていたものであつたとしても、選手に対して厳格な判断を下すという点で、CASの判断は一貫している。もっとも、近年は、禁止リスト掲載の薬物と同種のものか否かが際どい新しい薬物を使用したというケースも頻出しており、この形態については、その時点で禁止薬物とする十分な法的根拠が見出せない場合には、選手に有利な判断が下されるようである。

以上のように、同論文は、オリンピックにおける事件を中心に紛争類型ごとに的確に分析を加えており、スポーツ仲裁の現在を知るという点でも有用な論文と思われる。

ところで、日本スポーツ仲裁機構は、アマチュア競技における紛争を対象とし、プロスポーツへの関わりはすくないと考えられる。しかし紛争の解決の要請という点においてはプロスポーツ界も同様であり、例えば、米国においては、各種のスポーツごとに、仲裁機関や仲裁手続が準備されている。そのプロ・バスケットボールにおける状況については、近時、**Mishkin**, “Dispute Resolution in the NBA”, 35 Val. U.L. Rev. 449 (2001 Spring) が、以下のように論じている。

プロ・バスケットボールに関する紛争については、大きく三つに分類できる。まず第一は、コート上の行為に関する紛争である。この場合には、コミッショナーが一種の仲裁人として裁定を下すことになり、近年では、例えば、デニス・ロドマン選手がカメラマンを蹴ったという行為につき、それがコート上であったという理由でコミッショナー裁定が下され、注目された。第二は、選手と球団との間の労使紛争に関するものであり、例えば、球団側によるある選手の解雇が労使協定で守られるべき当該選手の権利を侵害していないかといった問題に、仲裁人が選任され、その判断が求められることが少なくはない。第三は、球団間で守られるはずのサラリーキャップ等の協定違反といった問題であり、これについても仲裁手続が用いられている。

以上のように述べた上で、同論文はさらに、プロ・バスケットボールの世界では、各団体のリーグ間での選手引き抜きを巡る紛争等のために、国際的な仲裁手続が存在し、機能していることも紹介している。プロスポーツ界における現在の状況を知るに、非常に有用な論文である。◆